

質 疑 応 答 書

令和4年11月18日

学習支援を手法としたこどもの居場所事業
提案事業者各位

入間市長

(担当課：こども支援課)

質問書にて照会のあった件について、次のとおり回答します。

業務名	学習支援を手法としたこどもの居場所運営事業
No.	仕様書頁 P4 対象経費について
	<p>【質問事項】 プリンターは必要品の代表です。最近は安価なものもありますので、事業費として計上できないもののでしょうか。</p> <p>【回 答】 当市では、原則、1品5万円未満であり、資産となるようなものではない物品購入を消耗品として取り扱い管理しております。 よって、ご質問のプリンターについては、業務委託契約日以降の購入であり、かつ5万円未満であれば消耗品費として予算計上して差し支えありません。 また、1品の金額が5万円を超える場合は、賃貸借契約（リース）を貸主と結び委託料から賃貸借料を支出してかまいませんが、業務委託期間外の賃貸借料につきましては、貴団体の予算で精算する必要がありますのでご注意ください。</p> <p>例) 10万円のパソコンを、令和4年12月から令和5年11月までの12回払いで賃貸借契約（リース）した場合 ⇒業務委託契約期間である令和4年12月から令和5年3月までの4か月にかかる賃貸借料を入間市との委託契約料で支払い、それ以降の費用を団体予算で支出する。</p>